

| | | |
|-------------|--------------|----------------------|
| 交渉情報 | NO.93 | 日本郵便(株)信越支社 要員集配部 |
| JP労組 信越地方本部 | 2022年3月17日 | 添付資料:2枚 |

雇用促進手当支給対象期間の延長および終了について (2022年4月1日以降)

日本郵便(株)信越支社 要員集配部は、本日(3月17日)「2022年4月1日以降の雇用促進手当支給対象期間の延長および終了」について、地方本部に説明してきました。

表記概要は、要員不足の解消に対応するため郵便事業に従事する時給制契約社員の確保を目的として導入している雇用促進手当について、2022年4月1日以降の適用対象期間の延長および、2021年10月実施の郵便制度改正(土曜休配)に伴う必要人数の減少および、継続した募集活動により要員不足が解消されることにともない、適用対象期間を終了するというものです。

1. 適用延長期間

2022年4月1日(金)から2022年9月30日(金)までの半年間

2. 適用延長局等

支社資料参照

3. 募集活動実施状況

ハローワーク、郵便ホームページ(HITO-Manager)、募集はがき・チラシ、募集ポスター、募集のぼり旗、軽四車両用募集マグネット、Web 求人媒体、社員からの紹介等による積極的な募集活動の継続および、郵便局単体での募集活動と合わせ、近隣複数局合同での募集活動を継続する。

4. 適用終了局

支社資料参照

5. 適用終了日

2022年3月31日(木)

地方本部は、要員不足になっていない局（4月1日時点の想定不足数0の局）はなぜ、雇用促進手当を延長するのか求めました。

支社は、雇用後間もなく通区訓練が進まずスキルが上がっていないこと、復帰見込みの立たない長期病休者が在籍していることおよび、離職防止のため一定程度の延長が必要としています。

なお、雇用促進手当は要員不足解消する一つの手段であって、業務のあり方等も見直す必要があるのではないかと求め、支社も同様の認識を示しました。

【労使対応】 単局窓口・部会労使委員会（窓口）